

岩手県選挙管理委員会告示第95号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、次のとおり定めた。

平成24年11月30日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

平成24年12月4日